

四日市市浄化槽維持管理事業補助金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月23日

四日市市長 田中俊行

四日市市規則第36号

四日市市浄化槽維持管理事業補助金交付規則の一部を改正する規則

四日市市浄化槽維持管理事業補助金交付規則（平成25年四日市市規則第33号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 1 (略) (有効期限) 2 この規則は、 <u>平成31年3月31日</u> 限り、その効力を失う。	附 則 1 (略) (有効期限) 2 この規則は、 <u>平成28年3月31日</u> 限り、その効力を失う。

第1号様式を次のように改める。

四日市市浄化槽維持管理事業補助金交付申請書兼請求書

（記入日）

年 月 日

四日市市上下水道事業管理者

申請者（浄化槽管理者）

住所	〒 四日市市 （浄化槽設置場所に同じ）	
ふりがな		印鑑
氏名		
電話番号		

四日市市浄化槽維持管理事業補助金の交付を受けたいので、四日市市浄化槽維持管理事業補助金交付規則第5条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

この申請に係る事務を行うため、四日市市上下水道事業管理者が市の保有する私に関する個人情報（住民基本台帳情報、浄化槽台帳情報）を利用することに同意します。

また、補助金の交付決定後はその決定額を下記のとおり請求します。

記

1. 請求金額

金 円

2. 補助金振込口座（口座振込申出書）

金融機関名	銀行 信金 信組 農協								
支店、支所名	支店 支所								
預金の種類	1. 普通（総合）			2. 当座			3. その他		
口座番号									
口座名義 （カタカナ）									

3. 関係書類

- (1)省令第9条の2に規定する定期検査の報告（浄化槽法定検査結果書（第11条））の写し
- (2)その他上下水道事業管理者が必要と認める書類（指示を受けた場合のみ）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(上下水道局生活排水課)